

令和 5 年

第 2 回 定例市議会

議 案 書

阿 久 根 市

付 議 事 件

報 告 番 号	件 名	ペ ー ジ
6	繰越明許費繰越計算書の報告について	1
議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
45	農業委員会の委員の任命について	4
46	農業委員会の委員の任命について	7
47	農業委員会の委員の任命について	9
48	農業委員会の委員の任命について	11
49	農業委員会の委員の任命について	13
50	農業委員会の委員の任命について	15
51	農業委員会の委員の任命について	17
52	農業委員会の委員の任命について	19

53	農業委員会の委員の任命について	21
54	農業委員会の委員の任命について	23
55	農業委員会の委員の任命について	25
56	農業委員会の委員の任命について	27
57	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	29
58	阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	34
59	令和5年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）	別 冊
60	令和5年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別 冊

報告第6号

繰越明許費繰越計算書の報告について

繰越明許費を次のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

令和4年度阿久根市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	保育環境改善等事業	400,000	400,000		400,000			0
6 農林水産業費	1 農業費	産地づくり対策事業	1,807,000	1,572,000		1,048,000			524,000
		活動火山周辺地域防災 営農対策事業	10,496,000	9,581,000		9,581,000			0
		食品産業の輸出向けHACCP 等対応施設整備緊急対策事業	92,060,000	69,295,000		69,295,000			0
		農地耕作条件改善事業	11,660,000	11,660,000		8,162,000	3,400,000		98,000
7 商工費	1 商工費	阿久根大島公園常用発 電機取替事業	25,183,000	25,183,000		25,183,000			0
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道改良事業	64,901,000	63,688,000		33,893,000	29,700,000		95,000
		交通安全対策事業	17,716,000	17,716,000		10,329,000	7,300,000		87,000
		橋りょう修繕事業	89,292,000	74,892,000		43,670,000	31,200,000		22,000
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	7,000,000	7,000,000		3,500,000	2,800,000	700,000	0
	4 港湾費	高之口港改修事業	4,479,000	4,479,000		1,493,000	2,900,000		86,000
	5 都市計画費	公園施設長寿命化対策 支援事業	24,600,000	14,403,000		7,202,000	7,200,000		1,000
	6 住宅費	公営住宅整備事業	52,589,000	31,789,000		14,828,000	16,900,000		61,000
危険住宅移転促進事業		1,657,000	1,657,000		1,242,000			415,000	

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	教育費	5 社会教育費 脇本地区公民館浄化槽 基盤修繕事業	2,365,000	0					0
11	災害復旧費	4 農林水産施設 災害復旧費 単独農業施設災害復旧 事業	3,500,000	3,429,000			2,200,000		1,229,000
		5 商工施設 災害復旧費 単独商工施設災害復旧 事業	2,061,000	2,061,000			1,000,000		1,061,000
合 計			411,766,000	338,805,000	0	229,826,000	104,600,000	700,000	3,679,000

議案第45号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	中 野 和 徳
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 中 野 和 徳 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

中 野 和 徳 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第46号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	久 保 秀 幸
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として久保秀幸氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第46号参考

久保秀幸氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※

生年月日 昭和※年※月※日

学歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

その他の役職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第47号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	檜 八 重 玲 子
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 檜八重 玲 子 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

樫八重 玲子 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第48号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	牛 堀 佐 喜 子
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 牛 堀 佐喜子 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第48号参考

牛 堀 佐喜子 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第49号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	尻無濱 俊 幸
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 尻無濱 俊 幸 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第50号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	園 田 勇 一
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 園 田 勇 一 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第50号参考

園 田 勇 一 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第51号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	石 原 勇 一 郎
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 石 原 勇一郎 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第51号参考

石原勇一郎氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※

生年月日 昭和※年※月※日

学歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

その他の役職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第52号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	白 濱 和 利
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として白濱和利氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

白 濱 和 利 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第53号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	高 原 熊 夫
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 高原熊夫氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

議案第53号参考

高 原 熊 夫 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第54号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西平良将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	馬見新 貢
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 馬見新 貢 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

馬見新 貢 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第55号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	石 坂 務
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 石 坂 務 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

石坂務氏の履歴

現住所 阿久根市※※※※※※※※※

生年月日 昭和※年※月※日

学歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

その他の役職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第56号

農業委員会の委員の任命について

下記の者を、農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

記

住 所	阿久根市※※※※※※※※
氏 名	田 嶋 輝 男
生年月日	昭和※年※月※日

提案理由

農業委員会の委員が令和5年7月19日をもって任期満了となるため、委員として 田 嶋 輝 男 氏を任命したいので、議会の同意を求めるものである。

田 嶋 輝 男 氏 の 履 歴

現 住 所 阿久根市※※※※※※※※※

生 年 月 日 昭和※年※月※日

学 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

職 歴

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

昭和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

そ の 他 の 役 職

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

平成※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和※年※月 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※

議案第57号

阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市税条例の一部を改正する条例

阿久根市税条例（昭和45年阿久根市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第34条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合計額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「認められるもの」を「認められる者」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「される金額」を「された金額」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「納税義務者が、」を「納税義務者が」に改め、「徴収されたい旨の」の次に「当該」を加え、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した」を「給与の支払を受けないこととなった」に、「当該納税義務者」を「その者」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「期限」を「納期」に、「、直ちに」を「直ちに、」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6

項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」を「3輪のもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」に改める。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の8第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の阿久根市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の阿久根市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき阿久根市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書につ

いては、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第58号

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年6月9日提出

阿久根市長 西 平 良 将

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正されたことに伴い、自動車を運行する場合の所在の確認について定めるため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿久根市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第6条の2の次に次の1条を加える。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿久根市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座

席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

